

平成29年度第3回 長浜市公共施設マネジメント推進委員会 次第

日時：平成30年3月27日（火）10：00～

会場：長浜市役所5階 5－B会議室

1 開会

2 議題

(1) 長浜市公共施設等総合管理計画の進行管理(平成29年度末見込み)について

(2) 次年度以降の公共施設マネジメントについて

3 その他

4 閉会

【配付資料】

- ・資料1 長浜市公共施設の状況（施設の増減）
- ・資料2 平成29年度 市内公共施設の利用状況について（市民満足度調査）
- ・資料3 次年度以降の公共施設マネジメントについて

長浜市公共施設マネジメント推進委員会名簿

(任期：平成28年8月2日から平成30年3月31日まで)

No.	氏名	職名等	備考
1	浅見 善廣 (あさみ よしひろ)	朝日連合自治会長	任期：平成29年7月4日から 平成30年3月31日まで
2	有木 重夫 (ありき しげお)	長浜市体育協会 会長	
3	石井 良一 (いしい りょういち)	【委員長】 滋賀大学社会連携研究センター教授	
4	石田 孝男 (いしだ たかお)	公募市民	
5	伊吹 定一 (いぶき さだかず)	長浜市文化芸術協会 副会長	任期：平成29年7月4日から 平成30年3月31日まで
6	木全 正顯 (きまた まさあき)	六荘連合自治会 副会長	任期：平成29年7月4日から 平成30年3月31日まで
7	桐山 輝雄 (きりやま てるお)	長浜ビジネスサポート協議会 業務執行理事	
8	國友 喜代則 (くにとも きよのり)	余呉地域づくり協議会 事務局長	
9	田中 昌幸 (たなか まさゆき)	長浜市PTA連絡協議会 会長	任期：平成29年7月4日から 平成30年3月31日まで
10	中嶋 節子 (なかじま せつこ)	【副委員長】 京都大学大学院人間・環境学研究科 教授	
11	野田 妙子 (のだ たえこ)	長浜市健康推進員協議会 会計	
12	平井 和子 (ひらい かずこ)	長浜市社会福祉協議会 副会長	任期：平成29年7月4日から 平成30年3月31日まで
13	松山 久夫 (まつやま ひさお)	こほく地域づくり協議会 理事長	
14	宮崎 義也 (みやざき よしなり)	七尾連合自治会長	任期：平成29年7月4日から 平成30年3月31日まで

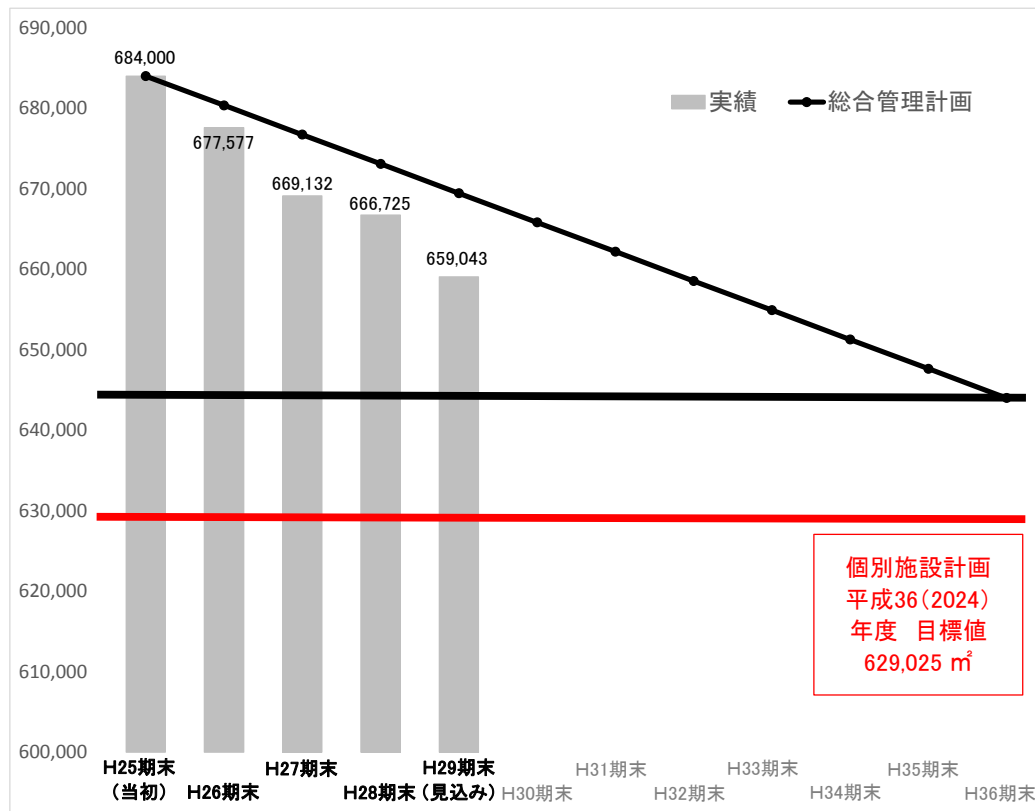
(50音順)

長浜市公共施設の状況(施設の増減)

(単位: m²)

	期首	増 新築・増築	減 除却・譲渡	期末	累積純増減	期間進捗率
平成25(2013)年度	－	－	－	684,000	－	
平成26(2014)年度	683,766	5,334	11,522	677,577	▲ 6,188	15%
平成27(2015)年度	677,577	5,334	13,779	669,132	▲ 14,633	37%
平成28(2016)年度	669,132	1,648	4,055	666,725	▲ 17,041	43%
平成29(2017)年度見込み	666,725	181	7,864	659,043	▲ 24,723	62%
平成36(2024)年度目標値	－	－	－	644,000	▲ 40,000	100%

※太枠内は千の位で四捨五入した数値



長浜市公共施設等総合管理計画（公共建築物）の進捗状況（平成29年度末見込み）

【基本理念】 未来の長浜市民に、よりよきものを引き継ぐ
 【公共建築物の数値目標】 公共建築物の今後40年間の延床面積 ▲34%
 計画期間（平成27～36年度）中の目標 平成25年度末比▲6%（4万㎡）

項目	延床面積
現在の延床面積	68.4万㎡
平成27～36年度の削減予定面積（概数）	5.8万㎡
平成27～36年度の新設の延床面積（概数）	1.8万㎡
10年後の延床面積	64.4万㎡

個別施設計画の策定

- 総合管理計画に基づき、その目標や方針を実現するため、施設類型ごとに具体的な対応方針を定めた個別施設計画を平成29年3月に策定しました。
- 市民の皆様と公共施設等に関する情報や問題意識を共有し、将来の公共施設等のあり方について、市民の皆様の意見を取り入れながら、具体的な検討を進めていきます。

施設の統廃合及び除却

○長浜教育集会所、なつめ会館、ふれあい会館の統廃合

長浜教育集会所(902.06 ㎡)の耐震改修工事に伴い、なつめ会館(323.81 ㎡)、ふれあい会館(493.81 ㎡)を解体し、その機能を集会所に集約(▲ 817.62 ㎡)

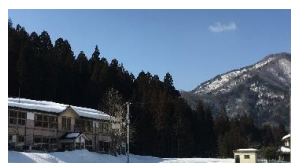


(写真)ふれあい会館跡地

○施設の解体



高月出土文化財センター
▲ 2,036.80 ㎡



旧丹生小学校屋内運動場棟
▲ 344.00 ㎡

○その他の除却施設

- ・改良住宅桜町住宅 ▲ 353.14 ㎡
- ・朝日幼稚園 ▲ 612.00 ㎡



(写真) 朝日幼稚園

新築施設

○第1分団車庫・屯所



旧屯所(1号車)
▲ 60.84 ㎡
※解体は平成30年度



旧屯所(2号車)
▲ 44.80 ㎡



新屯所
142.17 ㎡

○長浜市民庭球場クラブハウス便所棟 38.82 ㎡

指定管理者制度

○新規(平成30月4月～)

- ・東アジア交流ハウス雨森芳洲庵 1施設
(指定管理者:雨森自治会、指定期間:3年間)
- ・高月運動広場運動場・体育館・テニスコート 3施設 (写真)高月運動広場体育館
(指定管理者:高月総合型スポーツクラブ ピース、指定期間:5年間)
- ・山本山運動広場運動場・体育館、湖北体育館 3施設
(指定管理者:特定非営利活動法人 学びの里湖北、指定期間:5年間)



平成29年度（見込み）

- 延床面積（純減） 7,683 ㎡
- 累積延床面積（純減） 24,723 ㎡
- 計画期間目標（4万㎡の純減）達成率 62 %

長浜市公共施設等総合管理計画（インフラ資産）の進捗状況（平成29年度末見込み）

【基本理念】 未来の長浜市民に、よりよきものを引き継ぐ

【インフラ資産の数値目標】 インフラ資産の今後40年間の更新費用 ▲33%以上
更新費用の更なる縮減・平準化方策について検討し、今後の大量更新に備えることとする。

個別施設計画（既存）

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| ①道路 | 長浜市道づくり計画、長浜市道路整備アクションプログラム |
| ②橋りょう | 長浜市橋梁長寿命化修繕計画(15m以上、1・2級市道 5-15m) |
| ③上水道施設 | 長浜市地域水道ビジョン |
| ④下水道施設 | 長浜市下水道ビジョン |

③ 上水道施設

- 上水道事業を長浜水道企業団へ移管完了(平成29年4月)
・簡易水道施設 ▲ 3,655.22 m²

④ 下水道施設

- 下水道ストックマネジメント計画の策定
- 丁野小今污水幹線整備事業
- 高月処理分区分下水道工事
- 農業集落排水事業 汚水処理施設の機能診断調査(平成29年度分完了)
- 公共接続後の農業集落排水処理施設の処分計画の策定
- 農業集落排水施設の流域下水道へ接続工事
木之本西幹線投入点接続工事（平成28年度から継続中）
海老江・益田地区、木尾地区下水道工事（平成28年度から継続中）
※年間経費削減額
益田地区687万円、海老江地区262万円、木尾地区401万円

① 道路

【主な道路工事】

- 曾根通学線道路改良工事(継続中)
- 大寺三川線道路改良工事(継続中)
- 木之本穴師線改良工事(継続中)



(写真) 大寺三川線道路改良工事

② 橋りょう

- 神明橋長寿命化修繕工事
(場所:長浜市木之本町黒田)



■平成30年度の主な取組（見込み）

- 北部学校給食センターの新築
※浅井、高月、木之本の
各学校給食センターを統廃合



- 北郷里まちづくりセンター
の新築
※現建物は解体



その他、「第16分団詰所・車庫」の新築移転等

平成 29 年度 市内公共施設の利用状況について（市民満足度調査）

1、調査概要

- ・ 調査目的：公共施設マネジメントを推進していく上で、現在の公共施設の利用状況について把握するため。
- ・ 調査期間：平成 29 年 6 月 15 日～6 月 28 日
- ・ 調査対象者：18 歳以上の長浜市民（無作為抽出）
- ・ 調査票配布数：5,000 件
- ・ 有効回収数：1,919 件（有効回収率：38.4%）
うち、男性 844 件（44.0%）、女性 955 件（51.8%）

2、質問内容

問 1 どの公共施設をよく利用されますか。（最大 3 つまで）

- | | |
|-----------------------------------|------------------------|
| 1. 集会施設（まちづくりセンター（旧公民館）） | 2. 文化ホール |
| 3. 図書館 | 4. 博物館・資料館 |
| 5. スポーツ施設（体育館、運動場など） | 6. レクリエーション施設（キャンプ場など） |
| 7. 宿泊施設 | 8. 物販施設（道の駅など） |
| 9. 子育て支援施設（子育て支援センターなど） | |
| 10. 保健・福祉施設（保健センター、高齢者福祉ステーションなど） | |
| 11. 本庁・支所 | 12. 病院・診療所 |
| 13. その他 | |

問 2 問 1 で回答された最もよく利用する施設についておたずねします。

その公共施設を利用する頻度はどのくらいですか。

- | | |
|------------------|------------------|
| 1. 週 1 回以上利用している | 2. 月 1 回程度利用している |
| 3. 年数回利用している | 4. 利用していない |

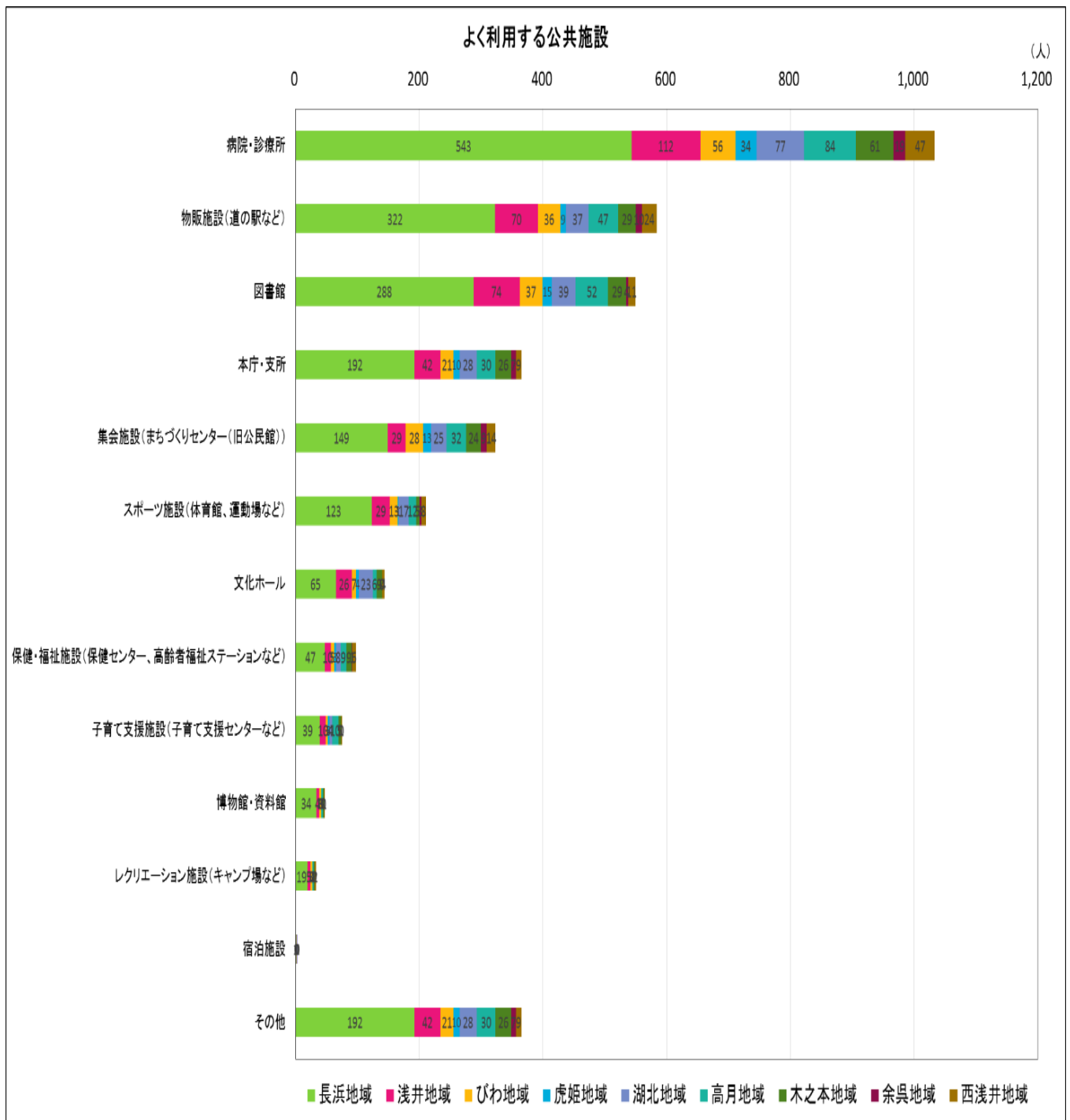
問 3 問 1 で回答された最もよく利用する施設についておたずねします。

利用された公共施設への交通手段はどのようなものですか。

- | | |
|--------|-----------------------|
| 1. 徒歩 | 2. 自転車・バイク |
| 3. 自動車 | 4. 公共交通手段（バス、電車、タクシー） |
| 5. その他 | |

3、調査結果

①よく利用する公共施設（3つまで）

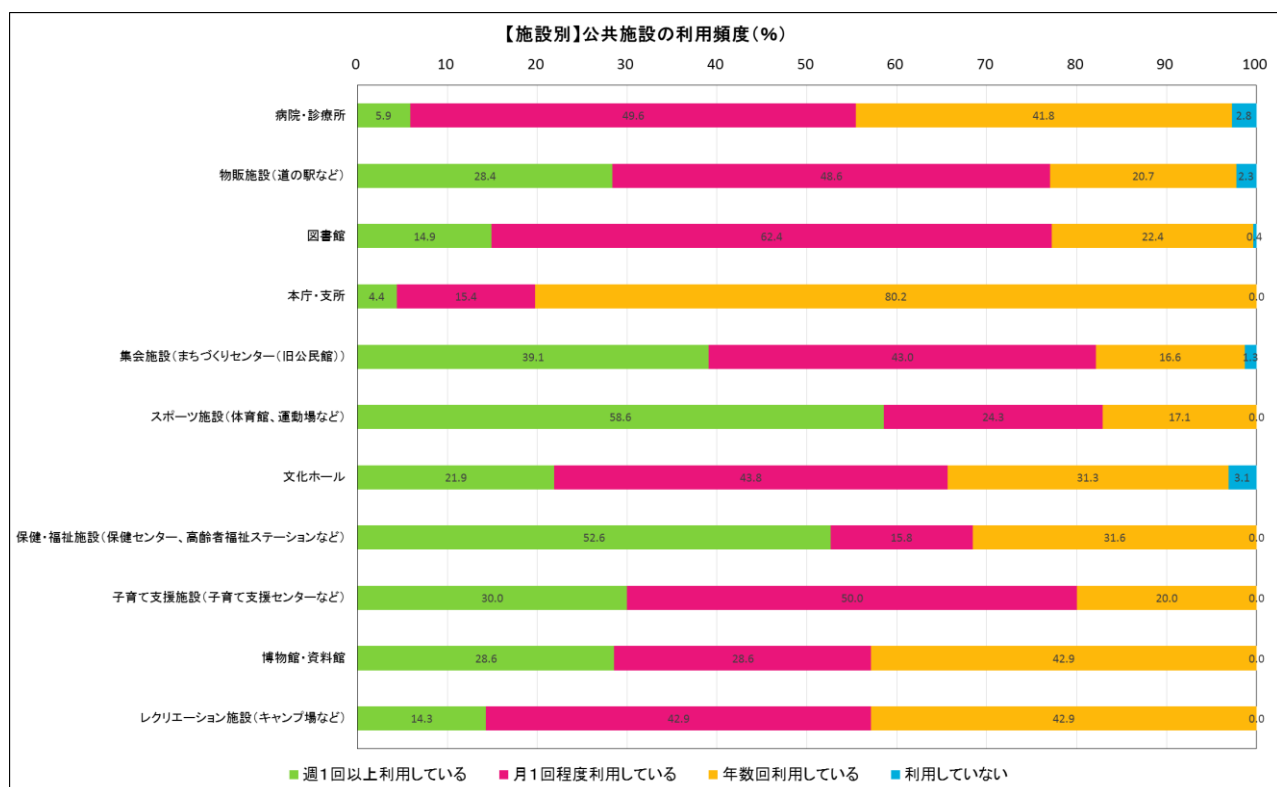
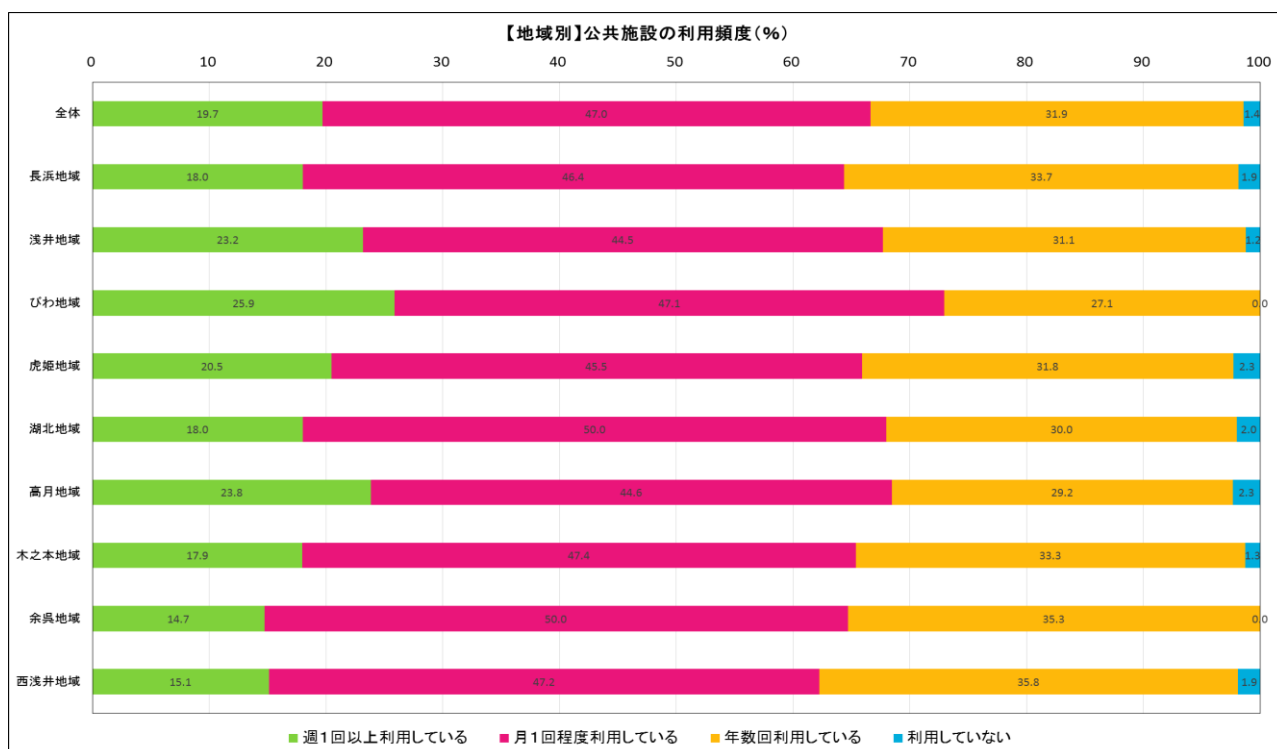


○全体として病院・診療所の利用が最も多く、次いで物販施設や図書館への利用が多い状況です。

○地域別で見ても、病院・診療所への利用者が最も多いです。

○一方で、レクリエーション施設や宿泊施設への市内の利用者は少ないです。

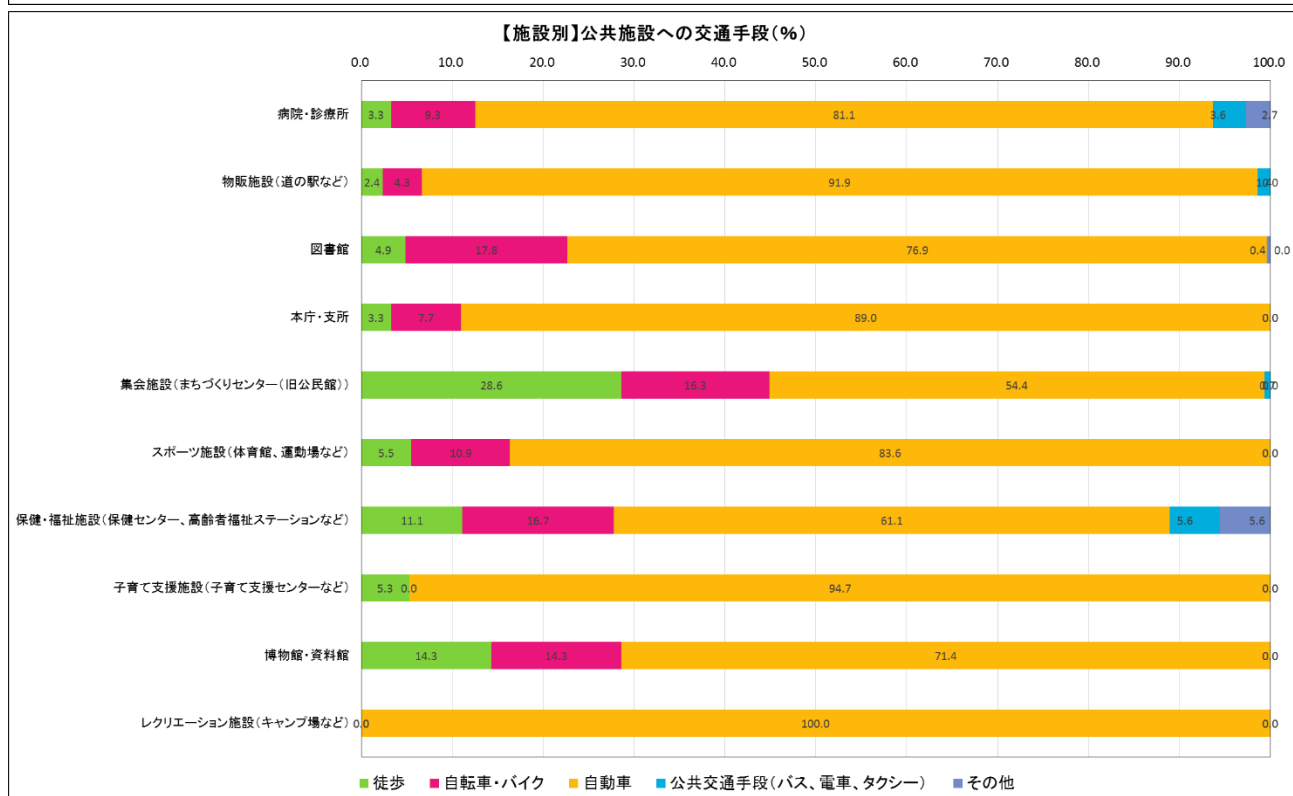
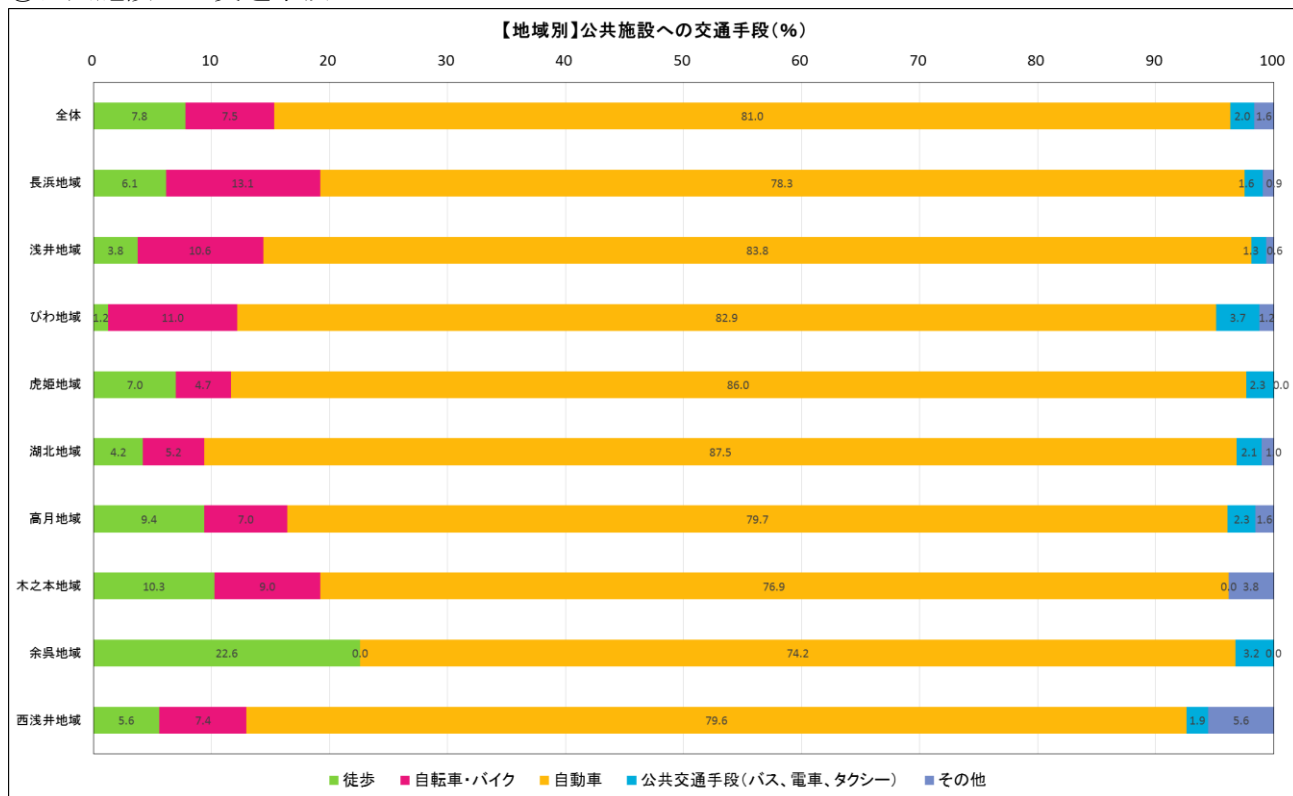
②公共施設への利用頻度



○地域別では、公共施設の利用頻度は、月1回程度以下が全体の8割を占めています。

○施設別では、スポーツ施設や保健・福祉施設へは週1回以上の利用が多い一方で、本庁・支所へは年数回の利用が多い状況です。

③公共施設への交通手段



○交通手段として、自動車がどの地域においても約8割を占めています。

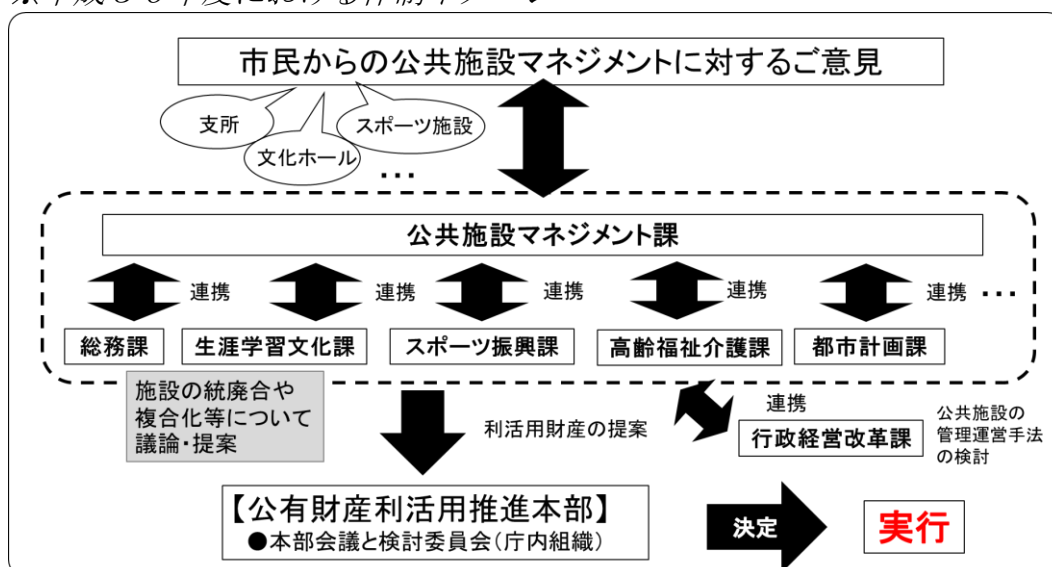
○施設別では、集会施設や図書館、博物館・資料館、保健・福祉施設へは徒歩や自転車・バイクで通われている割合も多く、また、病院・診療所や保健・福祉施設へは公共交通や送迎車等も活用させています。

次年度以降の公共施設マネジメントについて

○公共施設マネジメントに関する体制基盤の強化について

本市の重要課題の一つとして位置づける公共施設マネジメントについて、一体的により一層のスピード感を持って推進できるよう、行政経営改革課が所管する「施設の適正規模、適正配置、長寿命化など長浜市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく取組の進捗管理」を「市有財産の有効活用や処分」を所管する財産活用室に一元化して「公共施設マネジメント課」とし、体制基盤の強化を図ります。

※平成30年度における体制イメージ



○今後の進め方

今後、さらに一体的により一層のスピード感を持って公共施設マネジメントの着実な推進を図るため、行政経営改革課が所掌する「指定管理者制度の運用を始めとする公民連携の推進」、建築住宅課及び教育委員会が所掌する「市有建物の営繕業務」等についても、公共施設マネジメント課への事務移管に向け、調整を進めます。

※長浜市行政組織及び事務分掌規則の一部改正内容

【現 行】

総務部財産活用室
(1) 行政財産の総括に関する事。
(2) 普通財産の取得、管理及び処分に関する事。
(3) 普通財産のうち、不用となった土地に係る関係機関等との連絡調整に関する事。
(4) 登記に関する事。
(5) 有価証券、出資金及び基金の管理に関する事。
(6) 村落有財産に関する事。
(7) 国有財産に関する事。
(8) 財産区に関する事。
(9) 長浜市土地開発公社に関する事。

総合政策部行政経営改革課
(1) 行政経営改革の総括及び進捗管理に関する事。
(2) 事務事業の改善の推進に関する事。
(3) 都市経営に係る行政体制の整備に関する事。
(4) 組織機構、事務分掌及び事務決裁に関する事。
(5) 公共施設等総合管理計画に関する事。
(6) 権限移譲事務の総括に関する事。
(7) 出資法人及び附属機関等の設置、運営等に係る総合調整に関する事。
(8) 他の部課に属しない事務の所管の調整に関する事。

【平成 30 年 4 月 1 日以降】

総務部公共施設マネジメント課
(1) 行政財産の総括に関する事。
(2) 公共施設等総合管理計画に関する事。
(3) 普通財産の取得、管理及び処分に関する事。
(4) 普通財産のうち、不用となった土地に係る関係機関等との連絡調整に関する事。
(5) 登記に関する事。
(6) 有価証券、出資金及び基金の管理に関する事。
(7) 村落有財産に関する事。
(8) 国有財産に関する事。
(9) 財産区に関する事。
(10) 長浜市土地開発公社に関する事。

一元化

○長浜市公共施設マネジメント推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長浜市附属機関設置条例（平成25年長浜市条例第27号）第6条の規定に基づき、長浜市公共施設マネジメント推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 長浜市附属機関設置条例第2条第2項に規定する委員会の所掌する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 公共施設に関する基本方針及び計画の策定に関し、調査し、及び審議すること。
- (2) 公共施設の管理の最適化に関し、調査し、及び審議すること。
- (3) その他公共施設マネジメントの推進に関し市長が必要と認めること。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。この場合において、委員の性別構成は、男女いずれも委員の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民団体等から推薦を受けた者
- (3) 公募市民
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、会議の招集は市長が行う。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、関係各課の協力を得て、**総務部公共施設マネジメント課**において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。